

佐賀県警察科学捜査研究所職員による DNA 型鑑定不正行為を強く非難し、
科学捜査についての検証を求める会長声明

令和 7 年（2025 年）9 月 8 日、佐賀県警察は、科学捜査研究所に属する技術職員が、7 年以上にわたり、実際には DNA 型鑑定を実施していないにもかかわらずこれを行ったかのように装い、また、実際とは異なる数値や検査日を書類に記入する等の内容虚偽の書類を作成する等の不正行為（以下、「本件不正行為」という。）を繰り返していた事実を公表した。

報道によれば、本件不正行為は 130 件に及び、鑑定結果のうち 16 件は検察庁に証拠として送付されていたということである。

DNA 型鑑定は、被疑者の特定や犯人との同一性を証明する上で、極めて大きな影響力を有する科学的証拠である。また、それと同時に、被疑者でない者を捜査対象から除外するための個人識別に広く活用されている。

本件不正行為のような不正鑑定は、無実の者を処罰する危険を生み出すという意味で、被疑者・被告人の権利利益を著しく侵害する。また、事案の真相解明を困難にし、真犯人の刑事訴追をも困難にする可能性を含むことから、犯罪被害者の権利利益も著しく侵害するものである。

本件不正行為は、刑事司法制度に対する信頼を根底から揺るがすものであり、当会はこれを厳しく非難する。

我が国の刑事手続は、憲法 31 条により適正手続が定められ、刑事訴訟法においては、裁判が、関連性のある証拠に基づいて行わなければならない（証拠裁判主義。刑事訴訟法 317 条）とされている。そして、虚偽証拠による裁判は、それ自体が再審事由となる（刑事訴訟法 435 条 1 号）。また、本件不正行為である DNA 型鑑定に関する虚偽報告書の作成は、虚偽公文書作成罪（刑法 156 条）、証拠偽造罪（刑法 104 条）等の犯罪に該当する。

虚偽証拠の作出は、当該証拠の捜査や公判への影響の有無や程度を問わずいかなる場合でも絶対に許されるものではない。

また、内容虚偽の鑑定書がひとたび公判に提出されれば、弁護人の意見にかかわらず、伝聞例外の規定（刑事訴訟法 321 条 4 項）の準用により証拠として採用され得るものである。これは捜査機関の囑託に基づく鑑定書が、高度の客観性と特信性が担保されているからにほかならないが、内容虚偽の鑑定書に基づいて被疑者・被告人は犯人と認定される危険性を有しており、極めて憂慮すべき事態である。

本件不正行為に関して、佐賀県警察は「第三者委員会設置の必要はない」と答弁し、また、本件不正行為に関しては再鑑定の実施や、佐賀地方検察庁、佐賀地方裁判所の協力を得て調査を行い、本件不正行為全てについて、捜査及び公判への影響はなかったと説明している。しかし、当事者である佐賀県警察自らの内部調査のみに依拠して「問題なし」と結論づけ、この問題を終結させることは、到底認められない。また、現時点では佐賀地方検察庁や佐賀地方裁判所は、協力の具体的な内容を明らかにしていないが、本件不正行為に対する独立した調査委員会を設置するなどの徹底した調査を求めること等していない。刑事司法を担う同じ法曹として極めて遺憾であるとともに、佐賀地方検察庁及び佐賀地方裁判所としても、

不正の実態、発生原因、影響等を徹底的に調査することを能動的に求めるべきである。

報道によれば、本件不正行為を行った技術職員は、「上司の決裁を得やすくするため」、「上司に自分の仕事ぶりをよく見せるため」、「失敗や悪い成果が発覚し、上司から指摘されるのを避けるため」、本件不正行為に及んだなどと説明しているという。その動機の真偽は、今後の調査によって解明されることを待つほかないが、本人の説明による本件不正行為の動機は、ごくありふれたものである。このことから、本件不正行為類似の事案は、佐賀県警察や当該職員に限って発生しうる特異なものであったと評価すべきでなく、全国の都道府県警察においても発生しうるものと考えらるべきである。また、一職員が、判明しているだけでも、7年以上にわたって130件もの不正行為に及ぶことを可能とした背景には、佐賀県警察の組織としての問題や、警察による鑑定が第三者による追試験等が実施できない場合でも刑事裁判において証拠として採用されうる法制度としての問題が指摘できる。

本件を一職員の不幸事と事態を矮小化すれば、我が国の刑事司法に対する信頼は失墜し、組織的な自浄作用がないとの評価を免れないこととなる。我が国の刑事司法は既に自白偏重、人質司法など国際社会から批判を受けているが、科学的証拠に関する不正を一職員の不幸事で済ませるのであれば、公正な裁判の保障という基本的要請すら疑われかねない。

本件事案の発生を高度の緊張感を持って受け止め、全国的な問題として徹底的な調査に臨むべきである。

当会は、佐賀県弁護士会会長声明、九州弁護士会連合会理事長声明及び日本弁護士連合会会長声明の趣旨に賛同しつつ、以下の事項を強く求める。

- ① 佐賀県警察及び佐賀県公安委員会は、本件不正行為の詳細と調査結果を全面的に公表するとともに、独立した第三者機関による徹底的な調査・検証を行うこと。
- ② 大分県警察を含む他の都道府県警察及び科学警察研究所においても、同様の不正行為が存在しないか直ちに調査を実施し、その結果を公表すること。
- ③ 刑事司法に対する国民の信頼を回復するためには、透明性と独立性を備えた調査と再発防止策の策定が不可欠であるところ、下記(1)ないし(4)の施策を講じることを強く求める。

- (1) 鑑定機関を警察から独立した機関とすること
- (2) 鑑定試料の保存義務を課すこと
- (3) 鑑定実施過程や結果が事後検証できる仕組みを策定すること
- (4) 上記各施策を含む公正な鑑定を実現するための諸手続の法制化

当会は、引き続き本件の動向を注視し、必要な提言を行っていく所存である。

2025年（令和7年）10月2日

大分県弁護士会

会長 田 中 利 武